

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月12日から同年5月2日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
唐櫃地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 唐櫃地区	土庄町農林水産課
坪井池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坪井池地区	”
見目地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 見目地区	”